

第7次熊本市定員管理計画の策定方針

1 基本方針

「上質な生活都市」の実現に向けた取組を強力に推進していくため、次の考え方にに基づき、適正な職員数を確保する。

(1) 配置標準数の確保

- ・法令等により標準数が定められているものについては、人員体制を強化して標準数を確保

(2) 社会情勢の変化への対応

- ・新型コロナウイルス感染症や多発する災害、少子高齢化の進行など社会情勢が変化する中で、多様化する行政需要への的確な対応

(3) 働きやすい環境の整備

- ・時間外勤務の縮減やワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むことで、人材確保及び職員の生産性を向上

(4) 安定的な人材の確保

- ・定年引上げ期間中は、2年に1回定年退職者が発生しないこととなるが、人材確保、組織の活力維持及び年齢構成の観点から、毎年度一定数を採用

(5) 簡素で効率的な体制の構築

- ・民間活力の活用及び事務事業の見直しを引き続き実施

2 計画期間

令和5年度（2023）年度～令和9年度（2027）年度

3 対象職員

教職員を除く全職員

4 体制強化が必要な分野等

増加要因	■配置標準数の確保 ・生活保護ケースワーカー ・児童相談所における児童福祉司及び児童心理司 ■社会情勢の変化への対応 ・災害対応及び平時からの健康危機管理対応力の強化 ・行政事務のオンライン化など、行政サービスにおけるDX等の推進 ・こども支援体制の強化（R5.4（仮称）こども局を新設） ・分かりやすく利便性の高い公共交通体系の確立 ・渋滞解消のための道路環境の整備 等 ■働きやすい環境の整備 ・育児休業代替職員の常勤化のための人員確保 等
	- 減少要因 ・事務事業の見直し ・民間活力の活用 ・熊本地震復旧業務の縮小 等

5 職員定数条例の改正

- ・体制強化が必要な分野等の人数を精査した上で、各部門の職員定数を見直すとともに、災害等の非常時に備えて、あらかじめ一定数を上乗せ
- ・育児休業職員等を定数外として新たに規定

6 今後のスケジュール案

令和4年第四回定例会において、

- ・第7次熊本市定員管理計画最終案を報告
- ・職員定数条例の改正議案を上程